

八田小学校「学校いじめ防止基本方針」

- 1 いじめ問題に対する基本的な考え方
- 2 いじめ対策の組織
- 3 未然防止の取り組み
- 4 早期発見の取り組み
- 5 保護者の役割について
- 6 いじめへの対処
- 7 いじめの重大事態への対応
- 8 その他の留意事項
- 9 いじめ防止指導計画の作成

1 いじめ問題に関する基本的な考え方

◇ はじめに

いじめは、決して許される行為ではない。しかし、いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうることであり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る事実を踏まえ、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止・早期発見・早期対応に取り組まなければならない。

いじめは、いじめを受けた児童の心身の健全な成長に重大な害を与え、その生命又は心身に危険を生じさせる恐れがある。すべての児童がいじめを行わず、いじめを放置せず、いじめが心身に及ぼす影響を理解する必要がある。

いじめ問題は、学校長のリーダーシップのもと、学校全体で組織的に取組を進めていく必要がある。学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

とりわけ、「いじめを生まない学校づくり」を目指し、教育活動全体を通して自己有用感や自己肯定感を育み、好ましい人間関係づくりや豊かな心の育成のために日々取り組んでいく必要がある。

本校では、平成29年に国の方針が改定されたことを受け、方針の改訂を行った。その後、いじめの重大事態や暴力行為の発生件数等の増加傾向、「いじめ防止対策推進法」（以下、法）等の成立など、生徒

指導をめぐる状況が大きく変化したことから、令和4年12月に「生徒指導提要」が12年ぶりに改訂された。さらに、令和6年8月には文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（以下「重大事態ガイドライン」という。）が改訂されたことを受け、令和6年11月に「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」も改訂された。県の基本的な方針改訂に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を改めて策定した。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう（法第2条）。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

例えば、具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが考えられる。

2 いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

(1) いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは児童の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

(2)いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

(3)いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

(4)いじめは、様々な態様がある

(5)いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

(6)いじめは、教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である。

(7)いじめは、解消後も注視が必要である。

(8)いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。

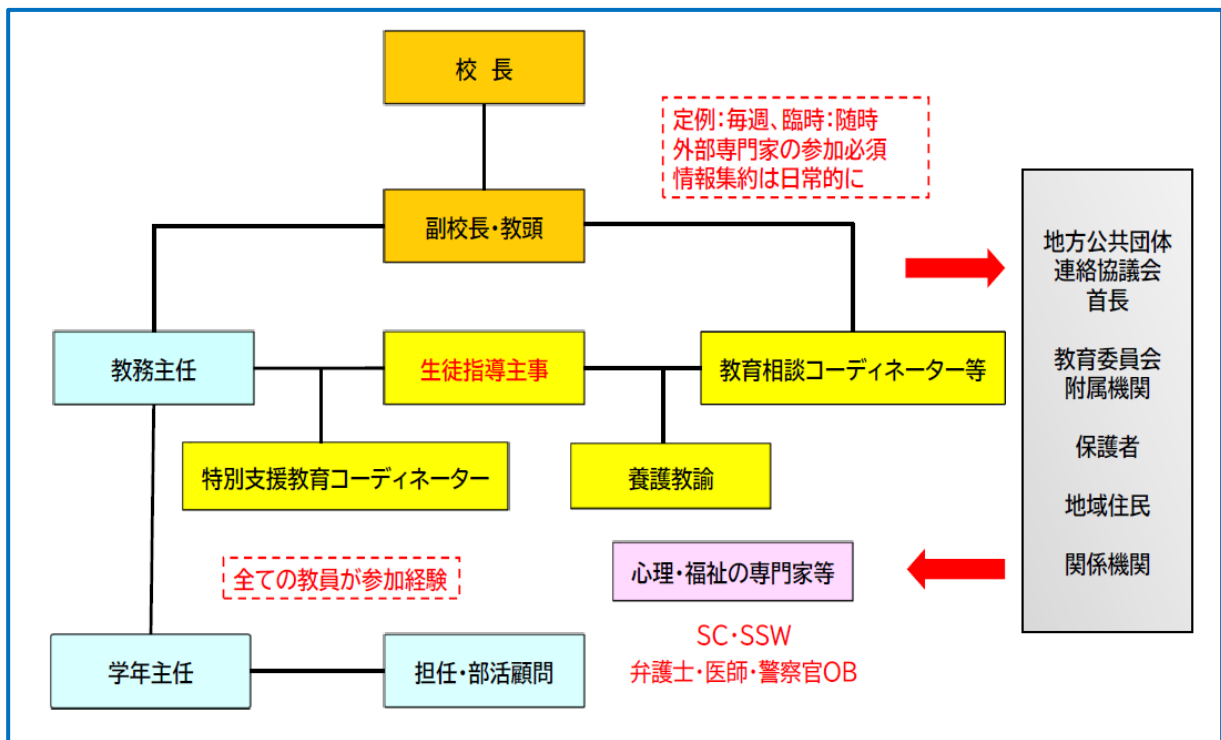
(9)いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。

2 いじめ対策の組織

「いじめ問題」への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

Ⅰ 「いじめ対策委員会」の構成員

学校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援コーディネーター、学年主任、養護教諭などから、ケースや実態に応じて決定する。さらに、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察経験者などの外部専門家を加えることで、多角的な支援からの状況の評価や幅広い対応が可能になる。法第28条第1項に規定する重大事態の調査のための組織について、学校がその調査を行う場合は、この組織を母体としつつ、当該事案の性質に応じて適切な専



学校いじめ対策組織の例（文部科学省「生徒指導提要」令和4年12月）

門家を加えるなどの方法によって対応する。

2 「いじめ対策委員会」の役割

- 学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。
- いじめの相談・通報の窓口となる。いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報を収集・整理・記録して共有する。
- 複数の教職員が個別に認知した情報や、進学や転校・転学の際に学校間で収集した情報を個別の児童生徒ごとなどに記録し、情報の集約と共有化を図る。
- 学校基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、PDCA サイクルで検証を行う役割を担う。
- いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体にもなる。

3 未然防止の取り組み

いじめ問題において、「いじめが起らない学級・学校づくり」を始めとする未然防止に取り組むことが最も重要である。

未然防止の基本は、自己有用感や自己肯定感を育みながら好ましい人間関係を築き、確かな学力と豊かな心を育て、児童が、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進めていくことである。

すべての児童が活躍できる場面を作り出す視点で、「授業づくり」と「集団づくり」を見直すならば、トラブルが発生しても、それがいじめへとエスカレートすることもなくなってくるはずである。さらに、いじめを止めさせる行動をとれるようにすることや、障害のある児童、性同一性障害の児童、被災した児童、外国人の児童等、特に配慮が必要な児童に対して、日常的な適切な支援を行うことにも、配慮を行うようにする。

「居場所づくり」や「絆づくり」をキーワードに学校づくりを進め、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。

家庭・地域への啓発を通じ、ネット上でのいじめ問題や地域生活でのいじめ問題等への未然防止に取り組む。

4 早期発見の取り組み

いじめは、早期発見が早期解決につながる。早期発見のために、日頃から教職員が児童との信頼関係を構築することに努めることが大切である。

いじめは、教職員や大人が気づきにくいところで起きており、潜在化しやすいことを認識する必要がある。児童たちの些細な言動から、小さな変化を敏感に察知し、表情の裏にある心の叫びを敏感に感じ取る感性を高め、いじめを見逃さない力を向上させることが求められている。

日頃から児童が示す変化や危険信号を見逃さないよう、アンテナを高く保つようにする。

定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、実態把握

に取り組む。

また、児童に関わることを教職員間で共有し、保護者とも連携して情報を収集するよう努める。

早期発見のための手立て

- ①アンケート調査（学期末）
- ②学習ノート、日記、連絡帳、
- ③Q-U の実施と考察
- ④個人面談（児童対象）
- ⑤個別懇談（保護者対象）
- ⑥日々の観察
- ⑦保健室の様子
- ⑧本人からの相談
- ⑨周りの友達からの相談
- ⑩保護者からの相談
- ⑪相談窓口（南アルプス市教育相談） 児童1人1台端末から相談
- ⑫地域の方からの情報
- ⑬SC・SSW の活用

5 保護者の役割について

保護者は、家庭の温かな人間関係の中で、児童がいじめを行うことのないように、規範意識を養うための指導を行うよう努めることが大切である。また、保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめ防止等のための措置に協力するとともに、日頃から、いじめの防止等について理解を深め、児童生徒が悩み等を相談できる雰囲気づくりに努めることも大切である。

6 いじめへの対処

1 基本的な考え方

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

2 いじめの発見・通報を受けた時の対応

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、学校の設置者と連携を取り、所轄警察署と相談する。

いじめが「重大な事態」と判断された場合は、設置者からの指示に従って必要な対応を行う。

3 いじめられた児童又はその保護者への支援

4 いじめた児童への指導またはその保護者への助言

5 いじめが起きた集団への働きかけ

6 スマートフォンやＩＣＴ端末等を利用したインターネットやSNS等におけるいじめへの対策

(1)インターネットには匿名性や拡散性等の特徴があることを十分に把握した上で、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性や深刻な影響を及ぼすものであることを考慮して、対策を検討する。併せて、SNSを介した誹謗中傷や仲間外し等のいじめについては、放置すると大きなトラブルに発展する可能性があるため、適切かつ迅速な対処が行えるよう、警察を始めとする関係機関等との連携を深めるなど、体制を整備する。

(2)インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることについての児童生徒の理解を深めることを目的に、情報モラル教育の充実を図る。

(3)インターネット上の不適切なサイトや書き込み等の実態把握と、それを踏まえた対応・対策の周知を図るとともに、状況に応じて警察などの関係機関との連携を図る。民事上の人権侵害に当たることを理解させる。書き込み等実態把握と対応等関連機関との連携を図る。

7 警察との連携

(1)学校と警察は、児童生徒を加害に向かわせず、被害に遭うことから防ぐ等、児童生徒の健全な育成の観点から重要なパートナーであることを認識し、日常的に情報共有や相談を行うことができる連携体制を構築しておく。

(2)いじめが犯罪行為として取り扱うべきであると認めるときは、法第23条第6項に基づいて所轄警察署と連携して対処するものとし、対象児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

7 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態については、「重大事態ガイドライン」により適切に対応する。

文部科学省「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）」

https://www.mext.go.jp/content/20240830-mext_jidou01-000037829_3.pdf



◇重大事態ガイドラインの構成

第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的

第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え

第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

第4章 重大事態を把握する端緒

第5章 重大事態発生時の対応

第6章 調査組織の設置

- 第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明
- 第8章 重大事態調査の進め方
- 第9章 調査結果の説明・公表
- 第10章 重大事態調査の対応における個人情報保護
- 第11章 調査結果を踏まえた対応
- 第12章 地方公共団体の長等による再調査！ 調査を要する重大事態

8 その他の留意事項

1 組織的な指導体制

法第23条第1項により、いじめを発見し、又は相談・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に報告し、組織的な対応につなげなければならない。

また、各教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておき、組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通すことが必要である。

いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

2 校内研修の充実

いじめを始めとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

3 児童と向き合う時間の確保

校務の効率化を図る。

4 学校評価

体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続する。

5 地域や家庭との連携について

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

6 いじめ解消の2要件

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。

(2) いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた児童生徒がい

じめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめのいじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察する。

- 7 自殺防止の観点からの背景調査には、事案の関係者と直接の人間関係や、特別の利害関係のない第三者の参加により、調査の公平性・中立性を確保する。

9 いじめ防止指導計画の作成

※年度当初に、年間の計画を確認し合うとともに、組織体制を整える。

	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月
会 議		事案発生時に緊急対応会議の開催（通年）				
防 止 対 策	学級開き	職員会議時に児童の情報共有（通年）				
		保護者会・学校面談等で啓発				
早 期 発 見	教育相談機関（通年、適宜）		いじめアンケート			
		Q-U の実施と結果の考察				
	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
会 議						
防 止 対 策						
早 期 発 見		いじめアンケート	個別懇談			
		Q-U の実施と結果の考察			いじめアンケート	

※基本方針の改訂

- ・平成 29 年度国の方針改定、及び、平成 30 年9月山梨県いじめ防止等のための基本的な方針改定を受けて平成 31 年度改定

- ・令和3年度部分改定（重大事態への対応について）
- ・令和4年度「生徒指導提要」、令和6年「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の改訂、令和6年11月「山梨県いじめの防止等のための基本的な方針」の改訂を受け、令和6年度末改訂